

2023 年度 4 月臨時議会(4 月 27 日) 松谷清議員 総括質問に関する質疑全文

○副市長(大長義之君) 議案集 2)、3ページの議案説明を御覧ください。

議案第 115 号は、令和5年度静岡市一般会計補正予算(第1号)で、物価高騰に対する緊急対策として、低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金の支給に要する経費を計上するものでございます。補正予算の総額は7億 2,780 万円の増額で、補正額を加えた累計予算額は 3,524 億 2,780 万円となります。

議案第 116 号静岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正及び4ページ、議案第 117 号静岡市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正については、いずれも国の基準省令の一部改正に伴い、安全計画の策定等に係る経過措置を適用する対象施設を追加するなど、所要の改正をしようとするものでございます。

75○議長(井上恒弥君) これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

○松谷 清君 それでは、議案質疑をやります。

静岡市長に就任した難波喬司市長の最初の予算提案が、低所得者の子育て世帯に対して、食費等の物価高騰による生活への影響を緩和するための生活支援特別給付金事業となっているわけでありませ

ず。一昨日の記者会見で各局・区等への指示事項の中で、エビデンスと共感に基づく政策立案・政策執行を行うこと、温かい心で市民に寄り添い、伴走する仕事を行うことを示されております。先ほどの表明でも、安心感のある温かい社会を目指す旨と発言もありました。そうした精神でこの事業が遂行されることを期待する立場で議案質疑を行います。

まず、1つ目は、今回の給付事業の評価についてであります。

生活支援特別給付金事業は、コロナ禍での支給から始まり、食費等物価高騰など社会環境の変化に合わせて4回支給してまいりました。4月に公表された消費者物価指数の上昇率は、前年3月比で 3.2%という状況でありました。

今回で5回目の支給となるが、このような現状をどのように受け止めているのか。また、生活支援としてどう役立っていくと認識されて提案しているのか、お伺いしたいと思います。

2つ目に、支給対象の方々の実態についてであります。

議案説明会において、対象者は5つの分野で1万 4,000 人の児童とのことでありませ

ず。そこで、3点お伺いいたします。

1つは、5つの分野の支給対象児童数1万 4,000 人の内訳はどのようになっているのか。

2つ目に、5回の支給の条件に変化があり、比較が簡単ではありませんが、過去4回の支給世帯数は

何世帯で、また支給対象児童数は何人であったのか、伺います。

3点目に、5回目になるわけですが、そのうち、比較できる可能性のあるものという点で、児童扶養手当受給者数があります。この児童扶養手当の要件に該当した世帯数及び児童数、また家計急変に該当した世帯数及び児童数はどのくらいであったのか伺って、1回目の質問とします。

77〇子ども未来局長(橋本隆夫君) 最初に、子育て世帯生活支援特別給付金について、5回目の支給となる現状をどのように受け止めているのか、また、生活支援としてどう役立っていくと評価しているのかについてでございますが、この給付金は、令和2年度、新型コロナウイルス感染症の影響により、低所得の子育て世帯が子育てに対する負担の増加や収入の減少などにより、特に大きな困難を生じていることを踏まえ、国が創設したものです。

新型コロナウイルス感染症については、本年5月8日に感染症法上の取扱いが5類に見直され、その影響が少なくなってきた一方で、経済的に弱い立場にある子育て世帯の方々にとっては、昨今の食費等の物価高騰による影響は大きいことから、支援を必要としている子育て世帯に対し、国が5回目の支給を行うこととしたものと受け止めております。

この給付金を受け取ることで、それぞれの家庭が必要とする経費に充てることができ、生活の支えや経済的余裕の確保につながるものと評価しており、迅速に支給することができるよう対応してまいります。

次に、想定する支給対象児童数1万4,000人の内訳ですが、この給付金の対象者は、低所得の独り親世帯の児童7,000人と、独り親世帯以外の低所得の子育て世帯の児童7,000人を想定しています。

まず、独り親世帯の児童7,000人のうち、令和5年3月分の児童扶養手当を受給している世帯の児童が6,200人、公的年金給付等を受けていることにより、児童扶養手当を受給していない世帯の児童が150人、家計が急変し、児童扶養手当を受給している世帯と同じ水準の収入の世帯の児童が650人と想定しています。

また、独り親世帯以外の低所得の子育て世帯の児童7,000人のうち、令和4年度の子育て世帯生活支援特別給付金の支給対象者が4,700人、家計が急変し収入が住民税の均等割が非課税となる水準に下がったものが2,300人と想定しています。

次に、過去4回の支給世帯数及び支給対象児童数についてですが、まず令和2年度は、独り親世帯のみを対象に支給を行い、その際の世帯数は4,766世帯、児童数は7,197人でした。3年度からは、独り親世帯以外の低所得の子育て世帯が加わり、6,943世帯、1万1,095人、4年度は6,929世帯、1万1,072人でした。そのうち児童扶養手当の要件に該当した世帯数及び児童数については、令和2年度は4,232世帯、6,382人、3年度は4,033世帯、6,047人、4年度は3,928世帯、5,847人でした。

また、家計急変に該当した世帯数及び児童数については、令和2年度は364世帯、576人、3年度は448世帯、717人、4年度は418世帯、679人でした。

〔松谷 清君登壇〕

78〇松谷 清君 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

ただいま答弁をいただいたわけでありまして。コロナ禍から食費と物価高騰という中で、コロナ自体が2類から5類に変わっていくという中で、また違う要件で、独り親世帯及び低所得者世帯に非常に大きな影響がある中での支給だという答弁でありました。

その後、補正議案に関連して過去4回の給付における世帯数や児童数の推移についても答弁をいただいたわけであります。

そうした中で、このコロナ禍や新たに加わった物価高で低所得者世帯の収入の変化の実情はどのような状態なのかということについて、議会としても可能な範囲で把握しておく必要があると考えます。

そこで、3点お伺いいたします。

1回目の答弁で、児童扶養手当の受給世帯、児童数は少しずつ減少しているわけでありますけれども、その理由をどのように捉えているのか。

2つ目に、児童扶養手当の受給者のうち、親以外の収入が判定の基準となった世帯の割合はどれくらいか。

3点目に、児童扶養手当の受給世帯の収入状況はどのような分布状態となっているのか、またそれをどのように評価しているのか、伺っておきたいと思えます。

2つ目は、周知方法についてであります。

児童扶養手当受給者、そして昨年受給された方はプッシュ型ということで、申請不要という形になっておりますので、問題はないわけであります。申請によって受給できる可能性があるのに、この制度を十分知ることができなくて受け取ることができない、そうしたこともあるわけであります。

例えば、弁護士が入って離婚協議中の方々やDVで避難中の方々、あるいは、日本語の問題が様々な中で、外国籍の方々などが考えられるわけであります。周知はどのように行っていくのか、伺いたいと思えます。

また、公的年金受給者や家計急変世帯については、来年、2024 年2月までが申請期限となっております。大変長いわけですが、申請が必要な方の受付体制はどのようになっているのか伺って、2回目の質問とします。

79〇子ども未来局長(橋本隆夫君) 最初に、これまでの給付事業の評価に関する3点の御質問にお答えします。

まず、児童扶養手当の受給世帯、児童数が減少している理由をどのように捉えているのかについてですが、令和2年の国勢調査では、本市の20歳未満の世帯員のいる独り親家庭は5,875世帯で、平成27年の国勢調査の6,840世帯から減少しております。

また、本市の離婚件数や出生数も毎年減少していることから、児童扶養手当の受給世帯と児童数も減少しているものと推察しております。

次に、児童扶養手当の受給者のうち、親以外の収入が判定の基準となった世帯の割合についてですが、児童扶養手当は同一世帯の最も所得の多い方を判定の基準としており、令和5年4月の児童扶養手当の受給世帯では、約14%が親以外の所得を判定基準としております。

次に、児童扶養手当の受給世帯の収入状況はどのような分布状態となっているのか、またそれをどのように評価しているのかについてですが、令和5年度の児童扶養手当受給世帯のうち、税の未申告者を含む所得150万円以下の世帯の割合は約61%で、元年度から7.5%減少しております。一方で、所得が150万円を超える世帯の割合は約39%で、元年度から7.5%上昇しております。

ただし、児童扶養手当受給者の収入分布に変動があったとしても、手当の対象となっていることには変わりがなく、受給者の生活状況に大きな変動はないものと評価しております。

次に、申請が必要な方への周知及び受付体制についてですが、まず児童扶養手当の受給者などは申請が不要で受け取ることができ、想定される受給者の約8割を占めております。

一方、申請が必要な方に対しては、昨年度の給付金の支給情報等から、今回の給付金に該当する可能性があると把握できた方には、市から申請書類を送付いたします。

そのほか把握できていない方への周知としては、広報しずおかや静岡市公式ホームページ、静岡市LINE公式アカウント等を活用して広く情報提供を行うほか、支給の対象となる可能性のある方が相談に訪れる窓口や、独り親家庭を対象とした各種相談会でチラシの配布を行うなど、幅広く対策を講じてまいります。

次に、申請が必要な方の受付体制はどのようになっているのかについてですが、本年5月1日に事務局を開設し、申請が不要の方の通知発送等の業務を開始します。その後、6月1日から令和6年2月 29日まで、郵送と事務局の窓口で申請を受付けます。また、各区の子育て支援課でも申請書の受け取りを行います。

〔松谷 清君登壇〕

80〇松谷 清君 それでは、3回目の質問をします。

今、御答弁で、出生数の減少、離婚件数の減少とかを含めまして、全体的には減っていく傾向にあるという御答弁と、それから児童扶養手当の受給世帯の収入分布について御答弁をいただきました。

この受給者の減少傾向を、子供人口の減少の流れの中で捉えていいのかというのが1つ議論にはなるわけであります。

ちなみに、生活保護を受給する母子世帯の分類では、2019年から2023年までの5年間の推移を見ましても、381世帯から392世帯と、コロナ禍でちょっと上がり、383、372、372と、これもやや減少傾向にあるわけであります。

一方で、先ほど児童扶養手当受給者の中で、所得がゼロから150万円以下の方々は減少しているけれども、150万円を超える方々は増加していると。そうすると、この状態は人口が減っているからというわけではなく、収入によって若干変化があるわけでありまして、そうした独り親世帯の置かれている環境が具体的にどうなっているかということ进行分析していくことは非常に大きな課題になるわけであります。

日本の子供の相対的貧困率は、世帯の可処分所得の中央値の2分の1、127万円以下の世帯の子供の割合として示されており、2020年の厚生労働省の発表で14.0%とされております。独り親家庭の母子世帯の場合、相対的貧困率は50%を超えるとされています。

こうしたことをこの議案質疑の中で質問していくというのは、若干範囲を超えるところもありますので、これは今後の課題となっていくわけでありますけれども、やはりこの支給というものが、実際の受け取る側の収入状況、生活状況はどうなっているかということ、市長が言うところの温かい心で伴走するとなったときに、やはり行政的にはきちんと、そして私たち議会も把握していくことが当然、必要になると考えております。

3回目の質問は、事務費についてお伺いいたします。

7億2,780万円の予算のうち、1万4,000人掛ける5万円で7億円ですので、事務費は2,780万円になります。この内訳について伺います。

2つ目に、その中にシステム改修費が含まれるとのことであります。1万4,000人の支給対象者のうち、プッシュ型の児童扶養手当受給者6,200人や、昨年の子育て世帯生活支援特別給付金受給者4,700人、

約8割は申請が必要ないわけでありませう。つまり、システム改修というものを事前に行わなくても、送り先は分かっているわけですね。そうした中で、毎回、システム改修の費用が必要になる理由は何であるのか、及び過去の改修費の推移はどうなっているか、伺っておきたいと思ひます。

次に、個人情報の取扱いについてお伺ひします。

これまで行政の中での個人情報の取扱ひは、個人情報保護の観点から、部局間、担当間でも、行政内部においては、個人情報保護審議会を経て情報の共有が行われてきたわけでありませう。

2月議会で静岡市個人情報の保護に関する法律施行条例が制定されて、この4月からこれが始まっているわけですねけれども、この給付義務における個人情報の取扱ひは、この条例の制定によってどのように変わっていくのか、伺っておきます。また、申請者の個人情報の取得は、本人から取得というのが原則になっているわけでありませうけれども、今回の事業の中で申請者の個人情報が必要な場合には、本人から同意を得て取得するという原則がちゃんと守られていくのかどうか伺って、3回目の質問を終わります。

81○子ども未来局長(橋本隆夫君) まず、事務費 2,780 万円の内訳についてですが、事務局運営に係る委託料が約 1,200 万円、システム改修に係る委託料が約 900 万円、郵便料金等に係る役務費が約 390 万円、通知書等の印刷製本等に係る需用費が約 290 万円となっております。

次に、毎回、システム改修が必要な理由及び過去の改修費の推移についてですが、当該給付金業務は、給付ごとに支給対象者等の条件が異なるため、既存の福祉トータルシステムにデータ移行、資格管理、各種統計資料の作成などの新しい給付業務を追加することで対応しており、そのためのシステム改修が毎回、必要となります。

改修費の推移でございますが、令和2年度は2回ありまして、1回目は 684 万円余、2回目は 127 万円余で、3年度は 1,221 万円、4年度は 893 万円余となっております。毎年度、支給対象者の条件が異なることから、金額が変動しております。

次に、本年4月に施行された個人情報の保護に関する法律施行条例において、この給付事務における個人情報の取扱ひはどのようになるのかについてですが、個人情報の保護に関する法律が改正され、これまで個人情報の取扱いについては、各自治体の定める条例に基づいて行われてきたところですが、各自治体の個人情報の取扱いが同法によって取り扱われることとなりました。そのため、この給付事業においても、この法律に基づき適切に個人情報を取り扱っていくこととなり、申請者の個人情報が必要な場合には、申請書に同意の確認欄を設けることで、本人からの同意を得て取得してまいります。

82○議長(井上恒弥君) 以上で質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第 115 号外2件は、厚生委員会に付託いたします。

この際、委員会等開催のため、暫時休憩いたします。